

議案第75号

つくば市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年 6 月12日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例について

つくば市生涯学習審議会条例（平成5年つくば市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

（4）市内に在住し、在勤し、又は在学する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市生涯学習審議会条例（平成5年つくば市条例第25号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （組織） 第3条（略） 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 （1）市議会議員 （2）各種団体等の代表者 （3）学識経験者 <u>（4）市内に在住し、在勤し、又は在学する者</u> 第4条（以下略）	第1条・第2条（略） （組織） 第3条（略） 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 （1）市議会議員 （2）各種団体等の代表者 （3）学識経験者 第4条（以下略）